

# 身体的拘束最小化宣言

私たちは、すべての患者様の尊厳と基本的人権を守ることを使命と考えます。  
身体的拘束は心身に重大な影響を与え、その人らしい生活を損なうことから、  
「身体的拘束の最小化」の実現を宣言します。

## 1. 基本方針

患者様の尊厳を保ち、安全に治療を受けられることを最優先に考えています。  
身体的拘束（抑制帯・ミトン・過度なベッド柵の使用など）は可能な限り行わないことを基本方針としています。

## 2. 身体的拘束とは

身体的拘束とは、患者様の行動を制限する目的で身体を固定したり、自由な動きを妨げる行為を指します。

〈主な例〉

- ・ベッドや車椅子への身体の固定・ミトン（手袋）による手指の拘束
- ・点滴やチューブ類の自己抜去を防ぐための腕の固定・4点柵で離床を制限する行為など

## 3. 身体的拘束を最小化する理由

身体的拘束は、身体機能の低下・不安・混乱の増悪・せん妄の悪化・転倒・けがのリスク増加など、心身に大きな負担を与える可能性があります。

患者様がその人らしく、安心して過ごせる環境づくりを重視し、身体的拘束の最小化に取り組みます。

## 4. やむを得ず身体的拘束が必要となる場合

以下のような生命や重大な身体損傷の危険が切迫している場合に限り、最小限の範囲で身体的拘束を行うことがあります。

- ・医療処置（点滴・チューブ等）の自己抜去により生命の危険がある場合
- ・重度の転倒リスクがあり、重大なけがにつながる恐れがある場合
- ・意識障害やせん妄により、危険行動が予測される場合

その際は**事前にご家族へ十分な説明を行い**、理解と同意を得ることを原則とします。

## 5. 身体的拘束を避けるための取り組み

医師や認知症看護認定看護師、安全管理室等の職種から構成される身体的拘束最小化チームを設置し身体的拘束の実施状況をふまえ、最小化に向けた具体的な取り組みの検討を毎月開催しています。

身体的拘束を行わないために次のような取り組みを積極的に実施します。

- ・環境調整（転倒防止マット、ベッド内蔵型離床センサー、照明調整、ベッド位置の工夫など）
- ・身体的拘束最小化チームによる定期的な巡回
- ・身体的拘束の解除や代替策の検討
- ・入院患者に関わる職員を対象とした患者尊厳の保持の重要性および身体的拘束最小化に向けた具体的な方策の研修の実施

2026年5月8日 宣言者 社会医療法人恵生会 黒須病院 院長 手塚幹雄

## 身体拘束的抑制率の推移

病棟名 地域包括ケア病棟

月	2月	3月	4月
実施率	2.36	1.33	0.37

※実施率は%